



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ  
代表者名 代表取締役社長 目崎 祐史  
(コード：9232 東証第 1 部)  
問合せ先 基幹業務部長 川久保 雄介  
(TEL 03-5722-7600)  
親 会 社 セコム株式会社 (コード：9735)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社はかねてより、一級建築士事務所登録をいたしており、そのことを明らかにするため、当社現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更され、新たに社外取締役でなくかつ業務執行を行わない取締役、及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、必要に応じて責任限定契約を締結することを可能とするため、当社現行定款第 31 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 42 条（社外監査役の責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、当該定款変更に関する議案のうち、上記第 31 条にかかる変更の本定時株主総会への提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- ・定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 23 日（木）
- ・定款一部変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 23 日（木）

以 上

(別 紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (条文の記載省略)</p> <p>9. 建設工事の設計、監理及び請負業</p> <p>第3条～第30条 (条文の記載省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p>第32条～第41条 (条文の記載省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>建築を含む</u>建設工事の設計、監理及び請負業</p> <p>第3条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p> <p>第32条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。</p>